

令和6年7月5日

環境大臣 伊藤 信太郎 様
総務大臣 松本 剛明 様
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様
林野庁長官 青山 豊久 様
携帯電話事業者 様

(株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)

〒141-0031
東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビ

ル

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一

世界自然遺産・知床における携帯電話基地局とそれに関連する 太陽光パネルの設置計画の見直しを求める要望書

(要望)

世界自然遺産・知床における携帯電話基地局とそれに関連する太陽光パネルの設置計画事業のうち、知床岬付近に建設予定の施設は知床国立公園の特別保護地区および国指定知床鳥獣保護区特別保護地区ならびに世界自然遺産・知床の風致景観を破壊し、そこに生息する希少な野生動植物に影響を及ぼすため、下記の理由により、事業を中止することを視野に入れて見直すことを要望する。

(理由)

(1) 建設予定地は国立公園の特別保護地区に指定されている

携帯電話基地局とそれに関連する太陽光パネルを設置しようとする場所は国立公園の特別保護地区に指定されており、嚴重に景観の維持を図る必要がある地区とされている。本計画の通り、太陽光パネルが設置された場合は、希少な景観の維持が困難となる。

(2) 建設予定地は国指定知床鳥獣保護区特別保護地区である

携帯電話基地局とそれに関連する太陽光パネルを設置しようとする場所は、国指定鳥獣保護区の特別保護地区に指定されており、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上に資するため、工作物の新築や木竹の伐採が制限されている。太陽光パネル等の設置により、鳥獣の生息に影響を与える可能性がある。

(3) 建設予定地は世界自然遺産に登録されている

携帯電話基地局とそれに関連する太陽光パネルを設置しようとする場所は世界自然遺産に登録されているが、それらを設置することで、世界自然遺産としての「顕著で普遍的価値」を有するかを示す3つの条件のうち、「完全性の条件(顕著な普遍的価値を示すための要素がそろい、適切な面積を有し、開発等の影響を受けず、自然の本来の姿が維持されていること)を満たすこと」が満たされなくなる。

(4) 建設予定地周辺にオジロワシが生息している可能性がある

令和6年6月7日に開催された令和6年度知床世界自然遺産地域科学委員会第1回会議では、知床岬周辺で2つがいのオジロワシ(絶滅危惧Ⅱ類・国内希少野生動植物種・国の天然記念物)が長期間にわたり毎年のように営巣、繁殖していることを指摘している。太陽光パネル及び携帯電話基地局の設置に伴う工事等により、これらオジロワシの繁殖や生息が阻害される可能性があるが、もしそれが生じた場合、自然遺産に登録されるための4つの評価基準のうち、知床の指定条件となっている「生態系」に影響を及ぼす可能性がある。実際に生態系に影響が出てしまってからでは遅い。そのため、予防的原則に則って工事をいったん中止し、オジロワシを含む希少野生動植物種への影響を再調査、再

評価すべきである。

(5) 建設予定地は保護林のうち森林生態系保護地域に設定されている

携帯電話基地局とそれに関連する太陽光パネルを設置しようとする場所は保護林のうち森林生態系保護地域に設定されているが、それらを設置することで、世界遺産としての価値を将来にわたって維持していくための保護措置が取れなくなり、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資するという目的を果たせなくなる恐れがある。

(6) 携帯電話基地局とそれに関連する太陽光パネルを設置は公益性・必然性がない

観光船の事故は、船体および通信機器の整備不良、荒天時の無理な出航によって多くの被害者を出した痛ましい海難事故である。観光船や漁船の通信環境の改善という課題は海難事故防止という観点から必要な事業であるが、携帯電話基地局と太陽光パネルの設置は、その解決策としては不合理なものといわざるをえない。観光船の通信手段の確保は、業務無線や衛星携帯電話の搭載などによって行うべきである。

知床岬付近の携帯電話不感地帯で操業する漁業者について、衛星携帯電話の導入補助を行えば、知床岬など世界自然遺産の中核部分の開発をせずとも問題は解決する。また、衛星携帯電話は買取の場合であっても設備あたり 100 万円ほどであり、携帯電話基地局や太陽光パネル・蓄電池を整備する本件事業の費用が 9 億円に上ることを考えると、はるかに費用対効果が高い。

観光船の利用者の便宜という観点からみても、本件事業の公益性は低い。特別保護地区のような原生的な自然の体験に際し、利用者の利便性（ライブ動画の配信や SNS への即時の投稿等）を向上させるために自然を破壊することは、本末転倒といわざるをえない。

国立公園の特別保護地区において開発行為等を行うことは原則として禁止されており、学術研究目的など公益上の必要性があること（公益性）、かつ、その場所でその事業を行わなければ目的が達成できないこと（必然性）という 2 つの要件を充足する場合に限り、例外的に許可されることとなっている。本件事業については、令和 6 年 3 月 29 日に自然公園法に基づく許可が行われた。しかし、知床半島先端部分での漁業者や観光船利用者のための通信手段の確保という本件事業の目的は、前述のとおり費用対効果により優れた代替手段があることから公益性も必然性も欠くものであり、本来であれば、自然公園法に基づく開発行為等の許可が行われてはならないものである。

以上